

第117期 決算公告

平成 22 年 6 月 25 日

徳島県徳島市富田浜一丁目 16 番地

株式会社 徳島銀行

取締役頭取 柿 内 慎 市

第 117 期末 (平成 22 年 3 月 31 日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現 金 預 け | 19,169 | 預 金 | 1,110,147 |
| 現 預 け | 12,234 | 当 座 預 金 | 24,787 |
| コ ー ル 口 一 | 6,935 | 普 通 預 金 | 350,525 |
| 商 品 有 価 証 券 | 95,582 | 貯 蓄 預 金 | 25,209 |
| 商 品 国 債 債 権 | 152 | 通 知 預 金 | 1,901 |
| 商 品 地 方 債 債 権 | 122 | 定 期 預 金 | 681,230 |
| 金 銭 の 信 託 債 債 権 | 29 | 定 期 積 金 | 5,734 |
| 有 価 証 券 | 8,992 | そ の 他 の 預 金 | 20,758 |
| 国 債 債 権 | 202,680 | 譲 渡 性 預 金 | 26,131 |
| 地 方 債 債 権 | 87,116 | 借 入 金 | 3,312 |
| 社 債 債 権 | 6,137 | 借 入 金 | 3,312 |
| 株 式 債 債 権 | 40,248 | 外 国 為 替 | 13 |
| そ の 他 の 証 券 | 24,373 | 売 渡 外 国 為 替 | 13 |
| 貸 出 金 | 44,804 | そ の 他 負 債 | 13,948 |
| 割 引 手 形 付 付 付 越 替 | 864,897 | 未 払 法 人 税 等 | 72 |
| 手 形 手 貸 付 付 越 替 | 11,736 | 未 払 費 用 | 2,631 |
| 証 書 貸 付 付 越 替 | 131,394 | 前 受 収 益 | 1,014 |
| 当 座 貸 付 越 替 | 655,448 | 給 付 補 て ん 備 金 | 6 |
| 外 国 為 替 | 66,317 | 金 融 派 生 商 品 | 281 |
| 外 国 他 店 預 け | 4,363 | リ ー ス 債 務 | 3 |
| 外 買 入 外 国 為 替 | 3,623 | そ の 他 の 負 債 | 9,937 |
| 取 立 外 国 為 替 | 194 | 役 員 賞 与 引 当 金 | 24 |
| そ の 他 資 産 | 545 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 382 |
| 前 払 費 用 | 12,567 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 119 |
| 未 収 収 益 | 13 | 偶 発 損 失 引 当 金 | 77 |
| 金 融 派 生 商 品 | 1,105 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,263 |
| そ の 他 の 資 産 | 102 | 支 払 承 諾 | 6,323 |
| 有 形 固 定 資 産 | 11,345 | 負債の部合計 | 1,161,745 |
| 建 物 | 13,377 | (純資産の部) | |
| 土 地 | 4,446 | 資 本 金 | 11,036 |
| リ ー ス 資 産 | 8,242 | 資 本 剰 余 金 | 9,514 |
| 建 設 仮 勘 定 資 産 | 3 | 資 本 準 備 金 | 9,514 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 57 | 利 益 剰 余 金 | 38,469 |
| 無 形 固 定 資 産 | 628 | 利 益 準 備 金 | 2,280 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 資 産 | 99 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 36,189 |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 34 | 別 途 積 立 金 | 34,638 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 64 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 1,551 |
| 支 払 承 諾 見 返 金 | 11,387 | 株主資本合計 | 59,020 |
| 貸 倒 引 当 金 | 6,323 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 145 |
| | △17,374 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △1 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 1,309 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 1,452 |
| 資産の部合計 | 1,222,218 | 純資産の部合計 | 60,473 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 1,222,218 |

第117期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 経常収益 | 29,533 |
| 資金運用収益 | 23,809 |
| 貸出金利 | 20,482 |
| 有価証券利息 | 3,202 |
| コールロンの利息 | 84 |
| 預金の利息 | 11 |
| その他の受入利息 | 27 |
| 役務取引等収益 | 2,072 |
| 受入為替手数料 | 737 |
| その他の役務収益 | 1,334 |
| その他の業務収益 | 2,213 |
| 外国為替売買益 | 140 |
| 商品有価証券売却益 | 0 |
| 国債等債権売却益 | 1,865 |
| 金融派生商品収益 | 207 |
| その他の経常収益 | 1,438 |
| 株式等売却益 | 1,177 |
| 資金の信託運用益 | 78 |
| その他の経常収益 | 182 |
| 経常費用 | 27,972 |
| 資金調達費用 | 2,830 |
| 預金性預金利息 | 2,594 |
| 渡用金の利息 | 72 |
| その他の支払利息 | 131 |
| 役務取引等費用 | 32 |
| 支払為替手数料 | 1,581 |
| その他の役務費用 | 154 |
| その他の業務費用 | 1,426 |
| 国債等債権償却 | 1,016 |
| 営業経常費用 | 1,016 |
| 貸倒引当金繰入額 | 14,166 |
| 貸出金の償却 | 8,378 |
| 貸株株式等売却損 | 4,339 |
| 株式の償却 | 2,649 |
| その他の経常費用 | 87 |
| その他の特異損失 | 957 |
| 経常特別損失 | 345 |
| 償却債権取立 | 1,561 |
| 固定資産処分 | 784 |
| 減損損失 | 92 |
| 引当金純増 | 12 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 79 |
| 法人税等調整額 | 2,253 |
| 法人税等調整額 | 30 |
| 法人税等調整額 | 835 |
| 当期純利益 | 866 |
| 当期純利益 | 1,387 |

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

その他有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額を時価としております。これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」が1,464百万円増加、「繰延税金資産」が591百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が872百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、10年国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法により算定されており、価格決定変数は10年国債の利回り及び同利回りのボラティリティ等であります。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 3年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,862百万円であります。

- (2) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用 1,413 百万円は「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
(会計方針の変更)
当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その 3）」（企業会計基準第 19 号平成 20 年 7 月 31 日）を適用しております。
なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号平成 20 年 3 月 10 日）を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、有価証券は 85 百万円増加、繰延税金資産は 34 百万円減少、その他有価証券評価差額金は 50 百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ 23 百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 243 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,157 百万円、延滞債権額は 21,424 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 272 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,373 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 31,228 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,931 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 10,560 百万円
担保資産に対応する債務
借入金（日本銀行借入の為） ー 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 27,848 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 294 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、127,793 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 126,247 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第 2 条第 3 号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 2,901$ 百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 12,602 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 118 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,000 百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 4,930 百万円あります。
14. 1 株当たりの純資産額 783 円 72 銭

15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預払機等の業務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

・リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得原価相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------|------------|---------|
| 有形固定資産 | 106 百万円 | 85 百万円 | 21 百万円 |
| 合計 | 106 百万円 | 85 百万円 | 21 百万円 |

・未経過リース料期末残高相当額

| | |
|------|--------|
| 1 年内 | 14 百万円 |
| 1 年超 | 7 百万円 |
| 合計 | 21 百万円 |

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

| | |
|----------|--------|
| 支払リース料 | 84 百万円 |
| 減価償却費相当額 | 84 百万円 |
| 支払利息相当額 | 0 百万円 |

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

16. 関係会社に対する金銭債権総額 2,542 百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額 581 百万円

18. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

19. 単体自己資本比率（国内基準） 9.06%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

| | |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 55 百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 7 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | — 百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | — 百万円 |

関係会社との取引による費用

| | |
|----------------------|---------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 1 百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 453 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | — 百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | — 百万円 |

2. 当事業年度において、営業用店舗のうち、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 79 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地 6 百万円、建物 56 百万円及びその他有形固定資産 16 百万円であります。

| 用途 | 種類 | 場所 | 金額 |
|------|-------|------|--------|
| 稼働資産 | 営業用店舗 | 徳島県内 | 61 百万円 |
| 稼働資産 | 営業用店舗 | 東京都内 | 1 百万円 |
| 遊休資産 | 所有土地 | 兵庫県内 | 16 百万円 |

営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に基づき評価しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額 17 円 97 銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」及び「商品地方債」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

| | 当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円) |
|----------|------------------------|
| 売買目的有価証券 | 1 |

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------|------|-------------------|-------------|-------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 4,489 | 4,545 | 55 |
| | その他 | 1,088 | 1,100 | 11 |
| | 小計 | 5,578 | 5,646 | 67 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 600 | 598 | △1 |
| | その他 | 2,000 | 1,847 | △152 |
| | 小計 | 2,600 | 2,446 | △154 |
| 合計 | | 8,179 | 8,092 | △87 |

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------|-------------------|-------------|-------------|
| 子会社・子法人等株式 | — | — | — |
| 関連法人等株式 | — | — | — |
| 合計 | — | — | — |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|-------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 243 |
| 関連法人等株式 | — |
| 合計 | 243 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 7,140 | 5,846 | 1,294 |
| | 債券 | 102,968 | 100,865 | 2,103 |
| | 国債 | 70,147 | 68,618 | 1,528 |
| | 地方債 | 1,206 | 1,189 | 17 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 31,615 | 31,058 | 557 |
| | その他 | 13,258 | 13,026 | 231 |
| | 小計 | 123,367 | 119,738 | 3,628 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 12,714 | 14,267 | △1,553 |
| | 債券 | 25,443 | 25,549 | △105 |
| | 国債 | 16,969 | 16,994 | △25 |
| | 地方債 | 4,930 | 4,967 | △37 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 3,543 | 3,586 | △42 |
| | その他 | 28,340 | 30,120 | △1,779 |
| | 小計 | 66,498 | 69,937 | △3,439 |
| 合計 | | 189,866 | 189,676 | 189 |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|-------------------|
| 株 式 | 4,275 |
| そ の 他 | 115 |
| 合 計 | 4,390 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日）
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日）

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|---------|-----------|---------------|---------------|
| 株 式 | 5,026 | 1,106 | 87 |
| 債 券 | 111,675 | 1,821 | — |
| 国 債 | 75,092 | 991 | — |
| 地 方 債 | 34,792 | 760 | — |
| 短 期 社 債 | — | — | — |
| 社 債 | 1,790 | 70 | — |
| そ の 他 | 8,208 | 115 | — |
| 合 計 | 124,911 | 3,043 | 87 |

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、1,924 百万円（うち株式 907 百万円、その他 1,016 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が取得原価に比べて 50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上 50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成 22 年 3 月 31 日現在）

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円) |
|------------|-------------------|-----------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 8,992 | — |

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成 22 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 22 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

| | |
|-----------------|------------|
| 貸倒引当金損金算入限度額超過額 | 8,579 百万円 |
| 減価償却費損金算入限度額超過額 | 638 |
| 有価証券評価損損金不算入額 | 1,040 |
| 税務上の繰越欠損金 | 3,226 |
| その他 | 556 |
| 繰延税金資産小計 | 14,041 |
| 評価性引当額 | △2,376 |
| 繰延税金資産合計 | 11,665 |
| 繰延税金負債 | |
| 退職給付関係 | △232 |
| その他有価証券評価差額金 | △43 |
| その他 | △0 |
| 繰延税金負債合計 | △277 |
| 繰延税金資産の純額 | 11,387 百万円 |

重要な後発事象

平成 21 年 11 月 25 日開催の当行臨時株主総会において、当行及び株式会社香川銀行が共同株式移転の方式により両行の完全親会社であるトモニホールディングス株式会社を設立することが承認可決され、平成 22 年 4 月 1 日付で同社が設立され、両行はその完全子会社となりました。

連結貸借対照表 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 19,169 | 預渡性預金 | 1,109,588 |
| コールローン及び買入手形 | 95,582 | 借入金 | 26,131 |
| 商品有価証券 | 152 | 外国為替 | 3,362 |
| 金銭の信託 | 8,992 | その他の負債 | 13 |
| 有価証券 | 204,619 | 役員賞与引当金 | 14,467 |
| 貸出金 | 863,040 | 退職給付引当金 | 31 |
| 外国為替 | 4,363 | 役員退職慰労引当金 | 6 |
| その他の資産 | 13,744 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 402 |
| 有形固定資産 | 13,378 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 119 |
| 建物 | 4,446 | 繰延税金負債 | 77 |
| 土地 | 8,242 | 繰延税金負債 | 25 |
| リース資産 | 3 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,263 |
| 建設仮勘定 | 57 | 支払承諾 | 6,323 |
| その他の有形固定資産 | 629 | 負債の部合計 | 1,161,812 |
| 無形固定資産 | 99 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 34 | 資本金 | 11,036 |
| その他の無形固定資産 | 65 | 資本剰余金 | 9,519 |
| 繰延税金資産 | 11,420 | 利益剰余金 | 39,074 |
| 支払承諾見返 | 6,323 | 株主資本合計 | 59,629 |
| 貸倒引当金 | △17,474 | その他の有価証券評価差額金 | 149 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △1 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,309 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 1,456 |
| | | 少数株主持分 | 515 |
| | | 純資産の部合計 | 61,601 |
| 資産の部合計 | 1,223,414 | 負債及び純資産の部合計 | 1,223,414 |

連結損益計算書 (平成 21 年 4 月 1 日から
平成 22 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 |
|-------------------------|------------|--------|
| 経常 | 収 益 | 29,977 |
| 資 金 | 運 用 収 益 | 24,022 |
| 貸 出 | 金 利 息 | 20,541 |
| 有 価 証 券 | 利 息 配 当 金 | 3,354 |
| コーポレートローン | 利息及び買入手形利息 | 84 |
| 預 け | 金 利 息 | 11 |
| そ の 他 | の 受 入 利 息 | 29 |
| 役 務 取 引 | 等 収 益 | 2,293 |
| そ の 他 | 業 務 収 益 | 2,213 |
| そ の 他 | 経 常 収 益 | 1,447 |
| 経常 | 費 用 | 28,306 |
| 資 金 | 調 達 費 用 | 2,830 |
| 預 譲 借 入 | 金 利 息 | 2,592 |
| 渡 性 預 金 | 利 息 | 72 |
| そ の 他 | の 支 払 利 息 | 132 |
| 役 務 取 引 | 等 費 用 | 32 |
| そ の 他 | 業 務 費 用 | 1,575 |
| そ の 他 | 業 務 費 用 | 1,016 |
| 貸 倒 引 当 金 | 繰 入 額 | 14,442 |
| そ の 他 | の 経 常 費 用 | 8,441 |
| 経 常 | 利 益 | 1,670 |
| 特 別 | 利 益 | 785 |
| 償 却 債 権 取 立 | 益 | 785 |
| 特 別 | 損 失 | 92 |
| 固 定 資 産 処 分 | 損 失 | 12 |
| 減 損 | 損 失 | 79 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 業 務 税 額 | 2,363 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 法 人 税 | 額 | 45 |
| 法 人 税 等 調 整 | 額 | 837 |
| 法 人 数 株 主 合 計 | 益 | 883 |
| 少 数 株 主 合 計 | 益 | 43 |
| 当 期 純 利 益 | 益 | 1,436 |

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

株式会社徳銀ビジネスサービス

株式会社徳銀ソフト

株式会社徳銀ジェーシービー

株式会社徳銀キャピタル

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

該当ありません。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

その他有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額を時価としております。これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」が1,464百万円増加、「繰延税金資産」が591百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が872百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、10年国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法により算定されており、価格決定変数は10年国債の利回り及び同利回りのボラティリティ等であります。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 16,862 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用 1,413 百万円は「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

（会計方針の変更）

当連結会計年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その 3）（企業会計基準第 19 号平成 20 年 7 月 31 日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は該当ありません。

12. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（金融商品に関する会計基準）

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は85百万円増加、繰延税金資産は34百万円減少、その他有価証券評価差額金は50百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ23百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する事項

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,157百万円、延滞債権額は21,478百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は276百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,373百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,285百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,931百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 10,560百万円

担保資産に対応する債務

借入金（日本銀行借入の為） ー百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券27,848百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は300百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、139,311百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が137,765百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △2,901百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 12,610百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 118百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は4,930百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 791円66銭
14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預払機等の業務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

・リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

| | 取得原価相当額 | 減価償却累計額相当額 | 年度末残高相当額 |
|--------|---------|------------|----------|
| 有形固定資産 | 106百万円 | 85百万円 | 21百万円 |
| 合計 | 106百万円 | 85百万円 | 21百万円 |

・未経過リース料年度末残高相当額

1年内 14百万円

1年超 7百万円

合計 21百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 84百万円

減価償却費相当額 84百万円

支払利息相当額 0百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

15. 連結自己資本比率（国内基準） 9.18%

連結損益計算書に関する事項

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却2,667百万円、株式等償却969百万円及び株式等売却損87百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、営業用店舗のうち、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額79百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地6百万円、建物56百万円及びその他の有形固定資産16百万円であります。

| 用途 | 種類 | 場所 | 金額 |
|------|-------|------|-------|
| 稼働資産 | 営業用店舗 | 徳島県内 | 61百万円 |
| 稼働資産 | 営業用店舗 | 東京都内 | 1百万円 |
| 遊休資産 | 所有土地 | 兵庫県内 | 16百万円 |

当行は、営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に基づき評価しております。

3. 1株当たり当期純利益金額 18円61銭

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務（預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、社債受託業務及びその他附帯業務）を基幹業務としております。銀行業務を行うに当たっては、地域金融機関グループとして地域における持続的かつ安定的な金融仲介機能を発揮するため、必要な資金を地域の企業及び個人等から預金及び譲渡性預金により調達し、地域の企業及び個人等に対する貸出金により運用するとともに、一時的な余資は金融市場等で有価証券により運用しております。デリバティブ取引は、顧客の多種多様なニーズにお応えするため、また後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、主に地域の中小企業者に対する事業性貸出及び個人に対する消費性ローンであり、貸出先の倒産や債務不履行等による信用リスクに晒されており、有価証券は、主に株式及び債券であり、発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動に伴う市場リスクに晒されております。

金融負債は、主として地域の企業及び個人等からの預金であり、当行グループの信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

また、金融資産の平均運用期間は長期であり、金融負債の平均調達期間は短期であることから、運用調達における期間の長短ミスマッチに伴う金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、顧客の輸出入予約のヘッジ取引を目的とした為替予約取引、貸出金の金利リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「会計処理基準に関する事項 13. 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、営業推進部門から独立した審査本部を信用リスク管理部門と位置づけ、審査部門を審査部（審査担当・審査企画）、与信管理部門を与信管理部、問題債権の管理部門を審査部経営サポート室・管理部が所管し、適切な信用リスクの管理を行っております。また、信用リスク管理部門は、信用リスクの管理状況等について、取締役会等へ報告を行っております。さらに、内部監査部門である監査部が各種信用リスクに関する諸規程に基づき、信用リスク管理部門の管理状況を監査しております。また、信用リスクを統計的に分析・評価することで、貸出資産の健全性を確保することを目的として、信用格付制度を導入し、信用リスク管理の強化及び資産管理の強化等へ活用しております。

貸出金の信用リスクに関しては、V a R法により算出したリスク量に基づき、配布されたリスク・リミットと非期待損失額（U L）の比較により、評価・管理を行っております。

与信集中リスクに関しては、大口先、格付別、地域別、業種別及び金額階層別等に区分し、保全状況、デフォルト率、信用リスク量等の状況により、集中度合い等の評価・管理を行っております。

有価証券等の信用リスクに関しては、発行体の外部格付機関による格付及び財務内容等により評価・管理を行っております。デリバティブ取引における信用リスク管理に関しては、カレントエクスポージャー方式により算出した取引先別の信用リスク量の状況により、評価・管理を行っております。

② 市場リスクの管理

当行は、市場リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、証券国際部を市場リスク管理部門と位置づけ、証券国際部に市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）、市場部門（フロント・オフィス）及び事務管理部門（バック・オフィス）を明確に区分して相互牽制機能が発揮できる態勢とし、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場リスク管理部門は、市場リスクの管理状況等について、定期的にリスク管理委員会等へ報告し、必要と認められるものについては取締役会等へ報告を行っております。さらに、内部監査部門である監査部が各種市場リスクに関する諸規程に基づき、市場リスク管理部門の管理状況を監査しております。

市場リスクのリスク・リミットに関しては、毎期、リスク管理委員会で審議の上、取締役会の承認により設定し、有価証券等の運用ポジション枠に関しては、毎期、経営方針をもとにA L M委員会で協議の上、頭取の承認により設定しております。また、市場リスク管理部門は、市場動向・損益状況については月次でリスク管理委員会等へ報告し、損失拡大時や市況変動の激しい時等については、随時にリスク管理委員会の開催を要請し、早急な対応を実施しております。

有価証券等の市場リスクに関しては、V a R法によりリスク量の計測を行うほか、B P V等の各種分析手法により、計測・分析・管理を行っております。また、有価証券の市場リスクについては、日次で計測したV a Rと時価変動額を比較し、銀行勘定の市場リスクについては、月次で計測したV a Rと時価変動額を比較し、市場リスク計測手法の正確性、適切性の検証を行っております。さらに、V a R法を補完するため、市場等のストレス時における資産・負債の現在価値の変動額等を計測し、潜在するリスクの検証を行っております。デリバティブ取引における市場リスクに関しては、経営上多額の損失を被ることがないように、資産・負債に対してリスク回避のため効果的なデリバティブ取引等の利用がなされているか等を重点として管理を行っております。

③ 流動性リスクの管理

当行は、流動性リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、証券国際部を流動性リスク管理部門と位置づけ、証券国際部に流動性リスク管理部門（ミドル・オフィス）、資金繰り管理部門（フロント・オフィス）及び事務管理部門（バック・オフィス）を明確に区分して相互牽制機能が発揮できる態勢とし、適切な流動性リスクの管理を行っております。また、流動性リスク管理部門は、日次・週次・月次でそれぞれの資金ギャップを把握するとともに、定期的にリスク管理委員会等へ報告し、必要と認められるものについては取締役会等へ報告を行っております。なお、市況変動の激しい時等については、臨時にリスク管理委員会の開催を要請し、早急な対応を実施しております。さらに、内部監査部門である監査部が各種流動性リスクに関する諸規程に基づき、流動性リスク管理部門の管理状況を監査しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|------------------|-------------------------|--------------|--------------|
| (1) 現金預け金 | 19,169 | 19,170 | 0 |
| (2) コールローン及び買入手形 | 95,582 | 95,582 | △0 |
| (3) 商品有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | 152 | 152 | — |
| (4) 金銭の信託 | 8,992 | 8,992 | — |
| (5) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 8,179 | 8,092 | △87 |
| その他有価証券 | 190,108 | 190,108 | — |
| (6) 貸出金 | 863,040 | | |
| 貸倒引当金 (*1) | △17,244 | | |
| | 845,795 | 851,069 | 5,273 |
| 資産計 | 1,167,980 | 1,173,166 | 5,186 |
| (1) 預金 | 1,109,588 | 1,111,224 | 1,636 |
| (2) 譲渡性預金 | 26,131 | 26,145 | 13 |
| 負債計 | 1,135,720 | 1,137,369 | 1,649 |
| デリバティブ取引 (*2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されないもの | (91) | (91) | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (87) | (87) | — |
| デリバティブ取引計 | (178) | (178) | — |

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

新規に同様のコールローン取引を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 商品有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券には日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自行保証付私募債は、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額を時価としております。これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」が1,464百万円増加、「繰延税金資産」が591百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が872百万円増加しております。なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、10年国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法により算定されており、価格決定変数は10年国債の利回り及び同利回りのボラティリティ等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(複合金融商品)、通貨関連取引(為替予約)であり、取引金融機関から提示された価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) その他有価証券」には含まれておりません。

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額(百万円) |
|----------------|-----------------|
| ①非上場株式(*1)(*2) | 6,216 |
| ②組合出資金(*3) | 115 |
| 合 計 | 6,331 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について49百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

| 区 分 | 1年以内 (百万円) | 1年超 3年以内 (百万円) | 3年超 5年以内 (百万円) | 5年超 7年以内 (百万円) | 7年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-----------------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 預け金(*1) | 6,920 | — | — | — | — | — |
| コールローン及び買入 手形 | 95,582 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 2,395 | 3,800 | 500 | — | — | 1,500 |
| その他有価証券のう ち満期があるもの | 29,375 | 33,686 | 34,241 | 12,574 | 23,664 | 17,433 |
| 貸出金(*2) | 226,884 | 153,923 | 112,364 | 77,283 | 91,966 | 113,348 |
| 合 計 | 361,157 | 191,410 | 147,105 | 89,858 | 115,630 | 132,282 |

(*1) 預け金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない30,587百万円、期間の定めのないもの56,681百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

| 区 分 | 1年以内 (百万円) | 1年超 3年以内 (百万円) | 3年超 5年以内 (百万円) | 5年超 7年以内 (百万円) | 7年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 預金(*) | 950,764 | 153,179 | 4,917 | 227 | 499 | — |
| 譲渡性預金 | 24,231 | 1,900 | — | — | — | — |
| 合 計 | 974,996 | 155,079 | 4,917 | 227 | 499 | — |

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

有価証券関係

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

| | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円） |
|----------|--------------------------|
| 売買目的有価証券 | 1 |

2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

| | 種 類 | 連結貸借対照表計上額 （百万円） | 時 価 （百万円） | 差 額 （百万円） |
|----------------------|---------|---------------------|--------------|--------------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | 国 債 | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — |
| | 短 期 社 債 | — | — | — |
| | 社 債 | 4,489 | 4,545 | 55 |
| | そ の 他 | 1,088 | 1,100 | 11 |
| | 小 計 | 5,578 | 5,646 | 67 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 国 債 | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — |
| | 短 期 社 債 | — | — | — |
| | 社 債 | 600 | 598 | △1 |
| | そ の 他 | 2,000 | 1,847 | △152 |
| | 小 計 | 2,600 | 2,446 | △154 |
| 合 計 | | 8,179 | 8,092 | △87 |

3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

| | 種 類 | 連結貸借対照表計上額 （百万円） | 取得原価 （百万円） | 差 額 （百万円） |
|------------------------|---------|---------------------|---------------|--------------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | 7,329 | 5,974 | 1,355 |
| | 債 券 | 102,968 | 100,865 | 2,103 |
| | 国 債 | 70,147 | 68,618 | 1,528 |
| | 地 方 債 | 1,206 | 1,189 | 17 |
| | 短 期 社 債 | — | — | — |
| | 社 債 | 31,615 | 31,058 | 557 |
| | そ の 他 | 13,258 | 13,026 | 231 |
| | 小 計 | 123,556 | 119,866 | 3,689 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株 式 | 12,714 | 14,267 | △1,553 |
| | 債 券 | 25,496 | 25,602 | △105 |
| | 国 債 | 16,969 | 16,994 | △25 |
| | 地 方 債 | 4,930 | 4,967 | △37 |
| | 短 期 社 債 | — | — | — |
| | 社 債 | 3,596 | 3,639 | △42 |
| | そ の 他 | 28,340 | 30,120 | △1,779 |
| | 小 計 | 66,551 | 69,990 | △3,439 |
| 合 計 | | 190,108 | 189,857 | 250 |

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

| | 売却額（百万円） | 売却益の合計額（百万円） | 売却損の合計額（百万円） |
|---------|----------|--------------|--------------|
| 株 式 | 5,035 | 1,106 | 87 |
| 債 券 | 111,675 | 1,821 | — |
| 国 債 | 75,092 | 991 | — |
| 地 方 債 | 34,792 | 760 | — |
| 短 期 社 債 | — | — | — |
| 社 債 | 1,790 | 70 | — |
| そ の 他 | 8,208 | 115 | — |
| 合 計 | 124,919 | 3,043 | 87 |

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,951百万円（うち株式919百万円、その他1,031百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円) |
|------------|---------------------|-------------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 8,992 | — |

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

重要な後発事象

平成21年11月25日開催の当行臨時株主総会において、当行及び株式会社香川銀行が共同株式移転の方式により両行の完全親会社であるトモニホールディングス株式会社を設立することが承認可決され、平成22年4月1日付で同社が設立され、両行はその完全子会社となりました。

以 上